

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業ヘルパーステーション虹運営規程

(事業の目的)

第1条 栃木保健医療生活協同組合が設置する、ヘルパーステーション虹の訪問介護指定居宅介護事業所（以下「事業」という。）が行う指定障害福祉サービスの居宅介護（以下、「居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員（以下、「居宅介護員等」という。）が、障害者に対し、利用者の立場に立った適正な居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1. 事業所の居宅介護員等は、利用者の心身その他の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療サービスを提供する事業者との綿密な連携を図り、総合的で適切な居宅介護の提供に努めるものとする。
3. 前二項のほか、障害者総合支援法、及び宇都宮市が定める運営基準その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション虹
- 二 所在地 栃木県宇都宮市宝木町2丁目 1028-17

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 （常勤職員）
管理者は、居宅介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名 （介護福祉士および実務者研修終了者）
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成・評価、プロセス管理等を行う。
- 三 居宅介護員 常勤換算 19名以内とする。
居宅介護員は、居宅介護計画に基づき居宅介護の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名 （非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月～土までとする
(サービス提供日は月～日までとする。)
ただし、祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時15分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前6時～午後10時までとする。
- 四 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者 （18歳未満の者を除く）

- 二 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- 三 精神障害者（18歳未満の者を除く）

（居宅介護の内容）

第7条 事業所の居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅介護計画の作成、評価
- 二 身体の介護に関すること（ア 食事の介護 イ 排泄の介護 ウ 衣類着脱の介護 エ 入浴の介護 オ 身体の清拭、洗髪 カ その他必要な身体の介護）
- 三 通院等のための乗車又は降車の介助
- 四 家事援助に関する内容（ア 調理 イ 衣類の洗濯等 ウ 住居等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買い物 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な家事）
- 五 日常生活支援に関する内容（日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援を行う）
- 六 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

（居宅介護の利用契約）

第8条 居宅介護の提供にあたっては、利用者及びその家族に対し面談の上、居宅介護利用契約書の内容に関する説明を行い、事業所と利用者及びその家族の十分な合意の下、利用契約を締結するものとする。

（利用料）

第9条 事業所の利用料の額は、支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、サービスに係る費用として【契約書別紙】記載の利用料の1割相当分とする。なお、費用の額の変更に關しては、支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 居宅介護職員等は、居宅介護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情対応）

第12条 提供した居宅介護に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対するサービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（秘密の保持）

第14条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 居宅介護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
ア) 人権擁護、虐待防止の責任者は管理者とする。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (3) 性的な嫌がらせをすること。
 - (4) 食事を与えないこと。
 - (5) 当該利用者を無視すること。

(身体拘束等)

第16条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、居宅介護職員の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、毎年定期的に避難、救出及びその他必要な訓練を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用時に行う。
- 二 継続研修 年1回以上行う。
- 三 毎月定例の事例検討を行う。
- 2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を保存する。
- 7 事業所は、利用者に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供終了日から5年間保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は栃木保健医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部変更 訪問介護員数変更
〃
平成 18 年 10 月 1 日
平成 19 年 4 月 1 日
3. 一部変更 職員の職種、員数の変更
平成 19 年 8 月 1 日
4. 一部変更 職員の員数の変更
平成 20 年 4 月 1 日
5. 一部変更 職員の職種、員数の変更
平成 20 年 10 月 1 日
6. 一部変更 営業日・休業日の変更
平成 24 年 4 月 1 日
7. 一部変更 第 2 条及び第 15 条の変更
平成 27 年 1 月 1 日
8. 一部変更 第 4 条二 文章の追加
平成 30 年 3 月 19 日
9. 一部変更 事業所名称及び住所、その他文章の変更
令和 4 年 12 月 1 日
10. 一部変更 第 15 条 (1) ア) 文章の変更
令和 5 年 2 月 1 日
11. 一部変更 第 17 条、第 18 条 文章の変更・追加
令和 6 年 3 月 1 日
12. 一部変更 第 3 条三 出張所閉鎖のため文章の削除
一部変更 第 5 条一、二、三、四 文章の変更・追加
令和 7 年 3 月 1 日